

長野市監査委員告示第12号

地方自治法第 199条第14項及び第 252条の38第 6 項に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和 6 年 9 月 30 日

長野市監査委員	下 平	嗣
同	川 上	馨
同	若 林	祥
同	市 川	和 彦

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成28年度

包括外部監査分

(長野市長分)

指摘事項	当初措置状況 (29年度)	令和5年度の措置状況	担当課	
<p>(意見) 3.1.3 敬老祝事業補助金(報告書63ページ)</p>	<p>○対象年齢の見直し 記念撮影事業の対象者は77歳及び100歳であり、敬老祝事業の対象者は88歳及び100歳となっている。近年、平均寿命が延び高齢化が進み平均寿命が記念撮影事業の対象者である77歳を超え、対象者数は増加傾向にある。当初の昭和47年度は補助額15万円であったが、利用者の増加を受け長野市営業写真館協会と協議をし、改定を行ってきている。直近では、平成15年度に250万円から300万円に改定しており、今後も対象者数及び実績の増加により補助金額の増加が想定される。 近年では、事業を廃止している団体(神戸市等)や大幅に事業費を削減している団体(大津市、千葉市、福島市等)もあり、長野市においても近年、複数回の事業見直しを行っているところである。 平成22年に厚生労働省が発表した長野市の平均寿命が、男性81.1歳、女性が87.2歳であること等を踏まえ、今後、記念撮影事業の対象年齢等について再度見直しをしていく必要がある。</p>	<p>高齢者写真撮影事業は、長野市営業写真館協会が行っている事業に対し補助金を交付する事業であり、77歳及び100歳の撮影対象年齢については同協会が独自に決めているが、平均寿命の延伸による対象者数の増加を踏まえ、平成29年度において市としての方針の検討を行い、長野市営業写真館協会との協議を行うことで改善を図る。</p>	<p>高齢者写真撮影事業は、市民からの評判も良く、生きがいづくりに繋がると考えられるため、廃止等の検討はしていない。また、本事業は長野市営業写真館協会と共同で実施しており、平成29年度の増額以降、補助金に関する要望はない。 敬老祝事業全体としては、今後も増加が見込まれている88歳(米寿)について、令和5年度から祝状形式からメッセージカード形式にし、各個人の宛名をなくすことで、祝事業の主旨を継続しつつも、事業費削減及び事務量削減を図った。 さらに令和6年度からは、個人情報の記載がない部分(送付書類の印刷及び封入・封緘等)の外部委託化を予定するなど、見直しを進めている。</p>	<p>高齢者活躍支援課 (旧高齢者福祉課)</p>
<p>(意見) 3.5.2 松代観光戦略補助金(報告書126～127ページ)</p>	<p>○事業費補助への移行 本補助金は松代観光推進機構における複数の事業をその対象に含みながらも、一括した金額で交付されており、各事業への具体的な配分は松代観光推進機構に一任されている。平成27年度は小中学校剣道大会事業、松代町観光貸自転車事業、エコー・ド・まつしろ倶楽部事業、松代観光推進機構事業へと配分されている。これらの事業の中には、補助金の必要性が低いと思われるものや、他の補助金制度が利用可能な事業が含まれている可能性もある。 本補助金の目的に照らし、補助金を交付することが適切な事業とそうではない事業に仕分けし、補助金が必要な事業に対してはその事業ごとに、効果が得られるような内容で事業費補助として交付できるように、制度そのものを見直すことを検討すべきである。</p>	<p>指摘のとおり、観光戦略補助金を松代観光推進機構に支出し、同機構から各団体の事業に配分されている状況である。前述のとおり、組織の統廃合を促しながら整理したい。</p>	<p>当指摘事項については、令和3年度から新たな組織である信州松代観光協会の事業として一元化している。当協会への補助金については、事業計画等を精査した上で、必要な事業に対して補助金を交付することとしている。</p>	<p>観光振興課</p>
<p>(意見) 3.5.2 松代観光戦略補助金(報告書127ページ)</p>	<p>○補助金の必要性 平成27年度の補助金配分先のうち松代町観光貸自転車事業と松代観光推進機構事業については、繰越額が補助金額を超えており、松代町観光貸自転車事業においては特別積立金の残高も多額にある。これらの事業においては、補助金を減額しても事業が可能であると思われる。本来、補助金はその年度の事業において必要な額を交付するものであり、現在の補助率で補助金を交付する必要性が低いことから、補助金の廃止または減額を検討すべきである。</p>	<p>指摘事項に関しては、松代観光推進機構に対し、指導及び指示を行った。なお、同機構の繰越金については、大河ドラマ「真田丸」関連事業で活用されており、今後は、必要最小限の繰越金になる見込みである。</p>	<p>当指摘事項については、令和3年度より新たな組織である信州松代観光協会の事業として一元化している。当協会への補助金については、事業計画等を精査した上で、適正な交付に努めている。</p>	<p>観光振興課</p>
<p>(意見) 3.5.2 松代観光戦略補助金(報告書127ページ)</p>	<p>○補助金への依存からの脱却 平成27年度の補助金配分先のうちエコー・ド・まつしろ倶楽部事業は、収入のほぼ全額を本補助金が占めており、補助金への依存度が高いといえる。補助金は必要最低限の金額を交付するよう、自主財源を確保し自立するよう促し、段階的に減額していくことを検討すべきである。</p>	<p>エコー・ド・まつしろ倶楽部については、前述のとおり、組織の統廃合等により事務局体制を強化し、その上で、自立を促していく予定である。</p>	<p>当指摘事項については、令和3年度より新たな組織である信州松代観光協会の事業として一元化している。当協会への補助金については、事業計画等を精査した上で、適正な交付に努めている。</p>	<p>観光振興課</p>

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成28年度

包括外部監査分

(長野市長分)

指摘事項	当初措置状況 (29年度)	令和5年度の措置状況	担当課	
<p>(意見) 3.5.3 松代歴史文化の発信・誘客 (報告書129ページ)</p>	<p>○交付要領の見直し 「NPO法人夢空間松代のまちと心を育てる会事業補助金交付要領」が規定されているものの、そこに上限額の定めはなく、当該NPO法人との協議によって上限額を決定し、さらに新規事業に対しては別途の上限額を設けている。また、要領には対象経費を積み上げて金額を決定することとされているが、実際にはその過程をとっていない。よって、交付要領が規定されているものの形骸化しているといえる。 交付要領は、補助金の申請や交付決定、実績報告による効果の測定が適切になされるように、対象経費、補助率、限度額など補助金交付にあたって必要な事項を盛り込んで規定すべきであり、そのような交付要領に則り補助金の交付がなされるべきである。</p>	<p>指摘のとおり、要領を遵守した手続きを行うよう改善する。また、松代観光戦略補助金の記述で示す組織の整理等を踏まえて要領の見直し等を検討したい。</p>	<p>当指摘事項については、令和3年度から、信州松代観光協会が一元的に松代の観光誘客事業を担う体制が整ったことから、要領に基づく交付ではなく、一括して当協会に補助金として交付する。なお、当協会への補助金については、事業計画等を精査した上で、適正な交付に努めている。</p>	<p>観光振興課</p>
<p>(意見) 3.5.10 緩衝帯維持管理支援事業 補助金(報告書149ページ)</p>	<p>○補助内容の見直し 緩衝帯の維持管理には、実施団体にも応分の負担が必要となる。また中山間地域の高齢化・人口減少により作業を行う参加者の確保が困難なため、維持管理の取組みに苦慮しているのが現状である。緩衝帯の維持管理が適切に実施されるようにすべきであり、緩衝帯整備の申請段階での説明を徹底し、地域住民による場合の補助率を引き上げるなど、補助内容の見直しを検討すべきである。また、高齢者が多い団体においては補助金のみによる支援では限度があると考えられることから、補助金以外の新たな支援策も検討すべきである。</p>	<p>緩衝帯維持管理の実施面積が低調なことから、当面は、維持管理の必要性を理解していただくため、あらゆる機会を捉え関係住民に対し周知を図り、現行補助制度の活用を促すとともに、補助内容の見直し及びその他の支援策等を検討する。</p>	<p>補助対象要件を緩和するなど、補助制度の見直しを検討したが、財政当局の了承が得られず、抜本的な見直しに至らなかった。 本年度は、現行制度の運用範囲内で地域理解が得られる実施方法により1地区で事業を実施した。制度見直しに向け、引き続き緩衝帯実施地域と協議していく。</p>	<p>森林いのしか対策課(旧いのしか対策課)</p>
<p>(意見) 3.5.15 雇用対策補助金(報告書163ページ)</p>	<p>○職業訓練事業運営費補助金における交付要綱等の制定 職業訓練事業運営費補助金においては、長野地域職業訓練協会が運営する全2施設のみを交付対象としており、人件費相当額を補助することとされてきたことから、交付要綱は制定されていない。 しかしながら、対象経費や算定根拠などが不明確であることや、補助金の検証に必要な書類が入手されていないことなどから、交付要綱等を制定して必要事項を明確にすることが望まれる。 これにより、補助金の必要性や有効性などの検証、また、各年度に必要な最低限の補助金交付が可能となり、効率的な支出につながると考えられる。</p>	<p>対象経費や算定根拠を明確にするための交付要綱等の制定に向けて検討する。</p>	<p>対象経費や算定根拠を明確にするための交付要綱等の制定に向けて検討する。 検討内容(令和5年度時点) ・事業費補助金への転換について 対象経費や算定根拠を明確化するため事業費補助金への転換を検討したところ、事業費を対象として長野県が補助しており、県補助対象の残額を長野市補助金とすると現在の補助額より大きく減額となり協会の運営に支障が生じる。 ・運営費補助金として継続について 近年、急激な物価・人件費等が上昇しており、その傾向は続く見込みである中、現時点で、算定根拠の設定が困難。</p>	<p>商工労働課(旧産業政策課)</p>